

令和8年度

大津市地球温暖化防止啓発等活動推進事業補助金

募集要項

募集期間：

令和8年5月20日（水）から令和8年9月30日（水）まで

※17時必着

補助金の対象となる事業実施期間：

交付決定日から令和9年1月15日（金）まで

大津市環境部環境政策課

1 本事業の目的

2050年の大津市ゼロカーボンシティ実現にむけて、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民の行動変容を促していく必要があります。また、気候変動による暑熱化や降水量の増大により、市域において発生する自然災害が激甚化する可能性が高まっており、その影響をできる限り軽減することが求められています。大津市地球温暖化防止啓発等活動推進事業は、自らが主体となって啓発等活動を実施する市民団体に対して、その取組に要する経費の一部を補助することにより、良好な環境の保全と創造を推進することを目的とします。

2 地球温暖化防止啓発等活動とは

市民団体が、本市の区域内において主体的に行う公益的な取組で、温室効果ガス排出抑制に寄与する市民の行動変容を促進し、また気候変動の市域への影響を軽減するために実施する活動をいいます。

3 補助事業

前項の活動であって、次の各号をみたすものとします。

- (1) 大津市内で行われる活動であること
- (2) 交付決定日から令和9年1月15日（金）までに事業が完了すること
- (3) 補助対象者が実施主体（主催）であること
- (4) 同一事業について、国又は地方公共団体等から補助金を受けていないこと
- (5) 補助対象者の組織の運営・維持を目的としないこと
- (6) 政治、宗教又は営利を目的としないこと
- (7) 公益性のある活動であること
- (8) 大津市の良好な環境の保全と創造に寄与すると市長が認めるものであること

《活動の具体例》

- ・ 講師を招致しての講座、団体会員による出前講座、ワークショップなどの開催
- ・ 複数団体が合同で行う環境フェア、環境イベントの主催
- ・ 再生可能エネルギー発電施設や蓄電施設の見学会
- ・ 小中学生を対象とした環境教育や環境学習
- ・ 気候変動適応としての熱中症の予防啓発活動
- ・ デコ活の推進運動
- ・ 植樹や緑化事業
- ・ 啓発教材の開発、作成
- ・ 食品ロスを減らすための地域活動

4 補助対象者

前項の補助事業を実施する市民団体（特定非営利活動法人又は任意団体）のうち、次の各号をみたすものとします。

- (1) 主として市内で活動する団体であること
- (2) 団体の活動拠点を市内に有すること
- (3) 団体としての意思決定により事務執行ができること
- (4) 独立した経理の機能が確立していること
- (5) 代表者が明らかであること

- (6) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと
 (7) 団体及び構成員が、大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）第2条に規定する者でないこと

5 補助対象経費

下表のとおりとします。

対象経費	内容	備考
謝金	講師等への謝礼金	団体の役員・構成員への謝金や賃金は対象外とします。
旅費	講師等の交通費・宿泊料	食費、日当は除きます。
消耗品費	材料費・事務用等の消耗品購入代金、書籍代	事業に必要な消耗品類とします。
印刷製本費	啓発用や事業周知用のチラシ類・協議資料・報告書等の印刷費、冊子等の製本費	
通信運搬費	郵送にかかる費用（切手代・郵送料・宅配料金）	
委託料	業務の外部委託にかかる費用	補助対象事業の一部を委託する場合に限ります。
使用料および賃借料	会場使用料、機器・設備・車両等のレンタル料、タクシー代	
保険料	事業参加者に対する傷害保険等の料金	
その他	上記以外で市長が適当と認める経費	

※補助対象経費に該当しない経費は、補助の対象となりません。

対象外経費の例) 市民団体の事務所等を維持するための経費
 市民団体の経常的な活動に要する経費
 市民団体の構成員に対する人件費及び謝礼
 備品購入費及び食糧費（飲食代）
 施設や設備、備品などの修繕費
 参加者への景品配布にかかる費用
 その他市長が適当でないとする経費

※実績報告書には、全ての経費にかかる領収書等のコピーの提出が必要となります。

（領収書等とは、契約書（発注書）、納品書、請求書、領収書のことをいいます。）

※謝金・旅費の支出については、領収書または受領書（支払相手方の押印又は署名必須）が必要です。

※消耗品費は、事業で使用した数量を報告していただくこととなります（例：コピー用紙の使用枚数等）。使用しなかった分については経費に計上できませんので、ご注意ください。

※補助対象期間（交付決定から令和9年1月15日まで）の間に支払いを行った対象経費のみ、補助対象経費として計上できます。補助対象期間外に、契約、発注、購入、納品、支払

いを行った対象経費については、補助対象外となります。

※提出いただいた領収書等のコピーについては、後日原本を確認させていただく場合があります。

※経費の支出については、クレジットカードでの支払いについても対象といたします。ただし、補助対象期間中（交付決定から令和9年1月15日まで）に口座引落しがなされるものに限ることとし、引落しにかかる明細等のコピーを提出していただきます。

※各種ポイントでの支払いについては、補助対象外となります。

6 補助金額等

補助対象経費から補助事業の収入金額を控除した額の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、上限を50,000円とします。

補助金の交付は、当該年度中に1団体につき1回限りとします。

7 申請

(1) 受付期間

令和8年5月20日（水）から同年9月30日（水）まで（17時必着）

※提出書類の不備等があった場合を想定し、お早めにご提出ください。

※受付は先着順（電子メール受信順）となります。申請件数や予算執行状況（見込みも含む）により、上記期間に関わらず募集を打ち切りさせていただく場合がございます。

(2) 提出先

大津市地球温暖化防止活動推進センター（明日都浜大津4階）

(3) 提出方法

原則、電子メールとします。（提出先メールアドレス：info@otsu.ondanka.net）

提出資料はPDFに変換してください。また、お手数ではありますがメール送付の連絡をお電話ください。

(4) 提出書類

ア 大津市地球温暖化防止啓発等活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（事業スケジュールを含む）

ウ 収支予算書

エ 団体構成員名簿

オ 組織体制図

カ 団体の定款や規約（これらが存在しない場合は、設立趣意書や会則等）

キ 活動実績のわかる資料

ク その他市長が必要と認める書類

※収支予算書の内訳欄には、算出根拠を記入してください。（単価や数量等）

(5) 申請における注意点

- ・提出期限は厳守してください。
- ・その他確認が必要な書類等の提出を求める場合があります。

8 審査

審査は、提出いただいた書類による書面審査を実施いたします。

審査期間 申請の受付日より1ヵ月程度を予定

審査方法 審査委員（大津市および大津市地球温暖化防止活動推進センターで構成）による
審査を行います。

審査項目 (1)公益性・公共性 (2)実現性・計画性 (3)事業の効果・インパクト
(4)市域内外への波及効果 (5)事業継続性

審査結果（交付決定）

通知時期 審査終了後直ちに

通知方法 郵送にて通知します。

※交付決定日以降の支出が補助対象となりますので、上記スケジュールにご留意ください。

※書面審査以外に、適宜ヒアリングを実施する場合がございます。

9 交付決定後について

下記のとおり概要を示します。詳細については交付決定者に対して通知いたします。

(1) 事業の実施および完了

事業実施にあたり、大津市地球温暖化防止活動推進センターの事前面談および途中確認が行われる可能性がございます。

対象事業は、事業実施期間中（交付決定日から令和9年1月15日まで）に完了してください。

(2) 事業実績の報告（令和9年2月15日（月）〆切）

事業実績報告書に必要な書類（経費の領収書コピー等）を添えて提出していただきます。

(3) 事業報告内容の確認

提出いただいた事業実績報告書等の内容を確認いたします。

(4) 補助金確定

事業実績報告書等の確認が完了したのち、補助金確定通知書をお送りします。

(5) 請求

補助金確定通知書にもとづき、補助金交付請求書の提出いただきます。

(6) 補助金の交付

補助金交付請求書にもとづき、補助金をお支払いいたします。

(7) その他

事業内容を変更したり、事業を中止したりする場合は、所定の手続きを経ていただく必要があります。

10 留意事項

- ・ 申請書類や証票書類等については、3年間保管してください。
- ・ 補助対象の条件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取消し、また補助金が交付済みの場合は返還を求めることがあります。
- ・ 補助金の概算払いはいたしません。
- ・ 提出いただいた書類は返却いたしません。
- ・ 交付決定した補助事業については、その情報（事業概要や補助対象団体等）や成果（事業結果報告の内容等）を大津市ホームページ等で公開いたします。また、事業報告会を開催する場合があります。
- ・ 野外での実践活動を行う場合は、傷害保険に加入してください。なお、熱中症の危険性が高い時期（概ね5月から10月の期間）は、熱中症を補償の対象とした保険を選択してください。

さい。

1.1 問い合わせ・提出先

(1) 補助制度に対する問い合わせ先

大津市 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進グループ

所在地：大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階

電話番号：077-528-2760

メールアドレス：otsu1121@city.otsu.lg.jp

(2) 提出先（申請受付窓口）

大津市地球温暖化防止活動推進センター（NPO法人おおつ環境フォーラム）

所在地：〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津4階

電話番号：077-526-7545

メールアドレス：info@otsu.ondanka.net

※書類提出に関するお問い合わせにつきましても、上記センターまでお寄せください。